

# 軽自動車税の減免の申請受け付けのお知らせ

身体障害者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税の減免制度があります（自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません）。

## 持ち物チェック!

### 手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- 車検のあるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- 軽自動車税納税通知書 （納めないでください）
- 印鑑
- 障がい者の方の利用ために改造されたものは写真など構造がわかるもの

## 対象者および範囲

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人
	18歳未満	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者	本人	本人
知的障害者 精神障害者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方

- 対象車両は全て身体障害者等の通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限り、
- 障害者を常時介護する方が軽自動車等を運転する場合は、障害者本人が所有する場に限り、
- 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
- 障害者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障害の程度によらず減免の対象となります。

### 申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車納税通知書を受け取られてから、納期限（**5月31日（木）**）まで。  
※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所（☎029-892-6111）へお問い合わせください。

## 対象となる障害の程度

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級～4級の各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害		2級および3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	1級～6級の各級	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級	特別項症から第3項症までの各級
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	1級～3級の各級および5級	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級	特別項症から第4項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級～6級の各級	
心臓機能障害			特別項症から第3項症までの各級
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害		1級および3級	
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級の各級	
療育手帳		「A」または「A」	
精神障害者保健福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・障害の治療のため、通院されている方	

問い合わせ先 役場税務課 町民税係 ☎68-2211（内線264・265）

# 町営霊園空き区画のご案内

現在、利根町営霊園に空き区画がありますので、霊園使用希望者は、お申し込みください。  
なお、空き区画がなくなり次第、公募を終了とします。



- 【内容】
- 空き区画：15区画（3月31日現在）
- 墓地の種類：普通墓地 1区画面積：3㎡
- 永代使用料：35万円
- 管理料：4000円（年間）
- 【受付窓口】
- 受付場所：役場環境対策課
- 必ず申請者本人が窓口にお越しください。
- ※電話受付はできません。
- 受付時間：毎週月曜日～金曜日  
（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）  
午前8時30分～午後5時15分  
（正午から午後1時までの時間を除く）
- 【受付時に持参するもの】
- ・免許証など本人確認ができる身分証明書
- ・印鑑

## 【申請資格】

- 町内に住所を有する方で、申請日から起算して3年以上前に住民登録をし、現在も居住している方
- ※次の①～③に該当する方は申請ができない、もしくは無効となります。

- ① 上記の申請資格がない方
- ② すでに町営霊園内に墓地を所有している方（1世帯につき1区画のみ）
- ③ その他、虚偽の申請をされた方

## 【注意事項】

- ※1. 希望者の方には確認していただく承諾事項がありますので、受付窓口までお越しください。（承諾項目を確認してから申請となります。）
- ※2. 上記の確認後に「本籍記載の住民票」を取得し、申請書の記入をしていただきます。

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線252）

# 特定健康診査のお知らせ

町では、6月12日（火）～21日（木）の間、特定健康診査を次のとおり行います。

## 【受診対象者】

- 40歳～74歳の国民健康保険加入者
- 後期高齢者医療制度加入者

※ただし、今年度中に町の助成で人間ドック・脳ドックを受診する方は除きます。

※対象者には、5月下旬に町より受診券を郵送します。

※被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）の被扶養者の方、および国保組合の被保険者の方で、受診券に（集合B）と記載されているものをお持ちの方も受診できます。

詳細は、それぞれで加入の保険者にお問い合わせください。



## 【健診内容】

- 問診 ●身長 ●体重 ●腹囲 ●血圧
- 尿（糖・たんぱく） ●心電図 ●貧血
- 眼底 ●血液（コレステロール・糖・中性脂肪・AST・ALT・γ-GT）
- ※同日程で結核・肺がん検診、肝炎検診、前立腺がん検診も受診できます。（8～9ページ参照）

## 【日程表】

日程	場所	受付時間・持ち物
6月12日（火）		【午前】 午前9時～10時30分 【午後】 午後1時～2時30分 ※予約は不要です ●受診券、被保険者証、国民健康保険の方は負担金1,000円、また、追加検診を希望される方は、その費用をご持参ください。
13日（水）	利根町公民館	
14日（木）		
15日（金）	利根町民 すこやか交流センター	
17日（日）		
18日（月）		
19日（火）	文間地区農村集落センター	
20日（水）	利根町生涯学習センター	
21日（木）	利根町公民館	

問い合わせ先 保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211（内線248）